

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年10月29日決裁分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：近畿（受）第2000192号

厚生局事案番号：近畿（厚）第2000096号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額については、平成17年12月15日は62万円、平成20年12月15日は63万5,000円、平成22年12月15日及び平成23年12月15日は65万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日、平成20年12月15日、平成22年12月15日及び平成23年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月15日、平成20年12月15日、平成22年12月15日及び平成23年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和39年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成17年12月15日
② 平成20年12月15日
③ 平成22年12月15日
④ 平成23年12月15日

請求期間①から④までの各期間について、賞与明細書はないが、A社（平成23年3月16日にB社から名称変更）から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、当該各期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②の賞与について、A社の事業主、元常務取締役及び複数の元同僚の回答等並びに元同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、当該各期間に賞与の支払を受け、請求期間①は62万円、請求期間②は63万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間③及び④の賞与について、請求者から提出された預金通帳の写し、A社の事業主の回答、請求者及び同社の元同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、当該各期間に賞与の支払を受け、請求期間③及び④は65万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成26年3月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る届出や保険料納付について不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該各保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000196 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000097 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における標準賞与額を平成15年12月17日、平成16年7月15日及び同年12月31日は61万円、平成17年12月15日は62万円、平成20年12月31日は63万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日、平成16年7月15日、同年12月31日、平成17年12月15日及び平成20年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月17日、平成16年7月15日、同年12月31日、平成17年12月15日及び平成20年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和20年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月
④ 平成17年12月
⑤ 平成20年12月

請求期間①から⑤までの各期間について、賞与明細書はないが、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、当該各期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までの各期間の賞与について、B社の事業主、A社の元取締役及び複数の元同僚の回答等並びに元同僚から提出された請求期間①から⑤までの各期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は、当該各期間に賞与の支払を受け、請求期間①、②及び③は61万円、請求期間④は62万円、請求期間⑤は63万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑤までの各期間に係る賞与支給日については、元同僚の標準賞与額の記録から、請求期間①は平成15年12月17日、請求期間②は平成16年7月15日、請求期間③は同年12月31日、請求期間④は平成17年12月15日、請求期間⑤は平成20年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成26年3月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間に係る届出や保険料納付について不明である旨回答しており、このほかに、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該各保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900675 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000098 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 20 年 12 月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間について、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金規程によると、請求者を含む営業部門の社員に係る冬期賞与については、7月から10月までを算定期間とする暫定賞与が12月15日に支払われ、その後、7月から12月までの期間を確定賞与として算定する旨が記載されているところ、同社の担当者は、確定賞与が支払われる場合は2月末日に支払われ、減額となった場合には、翌月以降の給与から賞与等の差引額を控除していたとしており、確定賞与が支払われない場合もある旨陳述している。

一方、A社は、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について、資料の保管期限が経過しているため不明である旨回答している上、同社が加入するB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳によると、当該期間に係る賞与記録はなく、当該期間に係る賞与の支給の有無を確認することができない。

また、A社は、請求者に係る賞与の届出について、請求期間（平成 20 年 12 月）に係る賞与の届出は行わず、平成 20 年 12 月及び平成 21 年 2 月に係る賞与の合計額を平成 21 年 2 月に係る賞与として届け出たと考えられる旨回答している。

さらに、A社において、請求者と同職種であるとする同僚から提出された平成 20 年 12 月及び平成 21 年 2 月の賞与明細書を見ると、当該各月に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額の合計額に見合う標準賞与額は、オンライン記録における当該同僚に係る平成 21 年 2 月 26 日を賞与支払年月日とする標準賞与額と一致している上、当該同僚に請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における賞与に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、標準賞与額の対象となる賞与を支給されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000070 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000099 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（平成24年4月1日に、B社と合併し解散）における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月
② 平成17年6月

請求期間①及び②において、A社から賞与が支払われ、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録によると、当該各期間の賞与の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、A社から賞与が支払われ、当該各賞与から厚生年金保険料が控除された旨主張しているところ、オンライン記録によると、複数の同僚において、請求期間①及び②に近接する平成15年7月8日、平成17年7月8日を賞与支払年月日とする標準賞与額の記録が確認できる。

しかしながら、請求期間①について、オンライン記録によると、請求者はA社における厚生年金保険の被保険者資格を平成15年7月1日に喪失しているところ、厚生年金保険法第19条第1項及び同法第81条第2項の規定により、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入し、保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとされていることから、請求者に対して、同年7月8日に賞与が支払われていたとしても、当該賞与は保険料の徴収の対象とならず、標準賞与額として算入することができない。

また、請求期間②について、オンライン記録によると、請求者はA社における厚生年金保険の被保険者資格を平成17年5月1日に再取得しているところ、同年5月以降に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した被保険者で、同年7月8日に賞与が支払われた記録は見当たらない。

さらに、A社が加入するC健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者記録照会によると、請求期間①及び②に係る賞与記録はなく、当該各期間に係る賞与の支給の有無を確認することができない。

加えて、請求期間①及び②について、請求者はA社から賞与が支払われたとする明細書等を所持しておらず、B社及び請求者が当該各期間に係る賞与の振込があったとする金融機関は当時の資料を保管していないことから、請求者の当該各期間に係る賞与の支給の有無及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①及び②において、標準賞与額の対象となる賞与を支給されていたと認めるることはできない。